

旭市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により、
監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり
公表します。

平成 2 4 年 1 2 月 7 日

旭市監査委員 木 村 哲 三

旭市監査委員 嶋 田 茂 樹

監査の結果に対する措置状況について

監査の種類：平成 24 年度財政援助団体等監査

措置を講じた部署	公益社団法人旭市シルバー人材センター及び社会福祉課
監査結果提出日	平成 24 年 11 月 9 日
措置通知日	平成 24 年 11 月 20 日(公益社団法人旭市シルバー人材センター) 平成 24 年 11 月 30 日(社会福祉課)
監査結果の内容（指摘・要望事項）	措置の内容
(1)（シルバー人材センター） 発注者に発行する請求書について、請求金額の内容が発注者にわかりやすいものとなるよう改善されたい。	(1)（シルバー人材センター） 請求書発行の際、希望者のみ請求額の内訳書（就業報告書の写し）を添付していましたが、全請求書に請求明細書を添付することといたしました。 また、今後も引き続き受注件数の増加が図られるよう、会員の技能を高めるとともに、会員数の増強に努めてまいりたいと思います。
(2)（社会福祉課） 市から交付する補助金については、補助事業が適正に執行されるよう、事業の目的、内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定めた要綱を制定されたい。	(2)（社会福祉課） シルバー人材センター運営事業補助金交付要綱については、適正な事業執行のため、内容を検討し要綱を制定するよう調整いたします。